

◇大阪市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 租税に関する証明に係る手数料の徴収の単位について、複数の税目を併せて申請する場合の取扱いを改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和6年5月20日から施行することにしました。

(財政局税務部管理課)